

## 旭川市旭山動物園の特別開放に関する取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、特定の団体に対し旭川市旭山動物園（以下「旭山動物園」という。）の開園時間外の入園及び施設の利用を許可すること（以下「特別開放」という。）について、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、特別開放の意義は、旭川市旭山動物園規則（昭和42年旭川市規則第16号。以下「規則」という。）第2条のただし書の規定に基づき、例外的に開園時間外の入園及び施設の利用を許可するものであって、次の各号に定めるところによる。

#### (1) 開放施設

あざらし館売店・飲食店及び飼育動物の状況を考慮し旭山動物園長が認めた展示施設とする。なお、あざらし館売店・飲食店の開放については、あざらし館売店・飲食店を運営する者（以下「売店・飲食店運営者」という。）と旭川市との間で締結した旭川市旭山動物園内あざらし館売店等設置に関する覚書に添付する仕様書第6に基づくものとする。

#### (2) 開放時間

午後5時30分から午後9時までの範囲内とする。

#### (3) 利用目的

施設及び展示動物の観覧にあわせて飲食を伴うレセプションを開催するもの。

### (許可の基準)

第3条 特別開放の申請に対する許可の基準は、次の各号に定めるところによる。

(1) 旭川市内で開催する全国規模以上の大会、イベント等を主催する団体であって、特別開放による開催行事によって、旭山動物園の更なる魅力発信、地域経済の活性化、交流人口拡大促進に寄与すると認められるものであること。ただし、次の各号に該当する団体を除く。

ア 政党その他の政治団体

イ 宗教法人その他の宗教団体

ウ 旭川市暴力団排除条例第2条第1号に該当する団体

エ その他法令又は公序良俗に反すると認められる団体

(2) 特別開放による開催行事が次の各号に該当しないものであること。

ア 政治的、宗教的活動が含まれている行事

イ 営利又は商業宣伝活動が主たる目的としている行事

ウ 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがある行事

エ その他、市長が適当でないと認める行事

(3) 特別開放の回数は、年3回を限度とし、申請の受付は、先着順とする。

(4) 特別開放を許可する時期は、原則として、規則第2条に規定する開園期間内とし、旭山動物園が主催するイベント等に支障のない日に限るものとする。

### (申請及び許可)

第4条 特別開放の許可を受けようとする団体の代表者は、旭川市旭山動物園特別開放申請書（様式第1号）を、市長に提出しなければならない。なお、この際、旭山動物園園内施設使用に関する要綱に基づく使用許可申請書の提出は不要とする。

2 市長は、特別開放を許可したときは、旭川市旭山動物園特別開放許可書（様式第2号）を、不許可としたときは、旭川市旭山動物園特別開放不許可書（様式第3号）を前項の申請書を提出した者に交付する。なお、許可にあっては、禁止行為など条件を付すことがある。

#### **（変更申請及び承認）**

第5条 特別開放の許可を受けた者が、許可を受けた後、行事内容等について変更するときは、旭川市旭山動物園特別開放に関する行事変更申請書（様式第4号）を、市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更によるものはこの限りではない。

2 市長は、行事変更を承認したときは、旭川市旭山動物園特別開放に関する行事変更承認書（様式第5号）を、前項の変更申請書を提出した者に交付する。

#### **（行事の中止）**

第6条 特別開放の許可を受けた者が、行事を中止するときは、旭川市旭山動物園特別開放に関する行事中止届（様式第6号）を、速やかに市長に提出しなければならない。

#### **（許可の取消し等）**

第7条 市長は、特別開放の許可をした者又は開催行事について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、先に決定した許可を取り消し、又は是正措置を講ずるよう指示することができる。

- （1） 第3条に掲げる許可の基準を満たさないことが判明したとき。
- （2） 第9条に掲げる禁止行為をしている若しくはすることを予見したとき。
- （3） 虚偽の申請又は不正な手段で特別開放の許可を受けたとき。

#### **（設営及び撤収）**

第8条 特別開放の許可を受けた者は、開催行事に係る物品等の搬入、椅子・テーブルの設置のほか会場設営の全般について、旭山動物園長の指示に従い適切に行わなければならない。

2 特別開放の許可を受けた者が、開催行事の終了後又は開催中に特別開放の許可を取り消されたときは、物品等の搬出、会場撤収の全般について、旭山動物園長の指示に従い適切に行わなければならない。

#### **（禁止行為）**

第9条 特別開放における禁止行為は、規則第6条に定めるもののほか、次の各号によるものとする。

- （1） 銃器、爆発物、凶器等を持ち込むこと。
- （2） 旭山動物園内の建物、工作物、器物等を汚損し、若しくは破損し、又は美観を損なうこと。
- （3） 所定の場所以外で火気を使用し、又は喫煙場所以外で喫煙すること。
- （4） 所定の場所以外に自動車等を駐車すること。
- （5） その他旭山動物園内の保全を害し、又は秩序を乱すような行為をすること。

#### **（費用負担）**

第10条 特別開放の許可を受けた者は、開催行事に伴って発生した次の費用を納付しなければならない。

- （1） 旭川市への納付

旭川市旭山動物園条例（昭和42年旭川市条例第21号）第3条に規定する入園料につ

いて、開催行事に参加した人数に相当する額を、旭川市旭山動物園入園料後納に関する要綱第3条第2号の規定に基づき後納するものとする。

(2) 売店・飲食店運営者への納付

納付額、納付方法等詳細について、申請者が売店・飲食店運営者と直接協議し定めるものとする。

**(損害賠償)**

第11条 特別開放の際、旭山動物園内の施設等が故意又は重大な過失により滅失、破損又は汚損を受けたときは、市長は、当該行為者に対し、これを現状に回復させるか若しくは損害賠償を求めることができる。

**(その他)**

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月17日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

(宛先) 旭川市長

主催者名  
代表者名

旭川市旭山動物園特別開放申請書

次の行事の開催に当たり、旭川市旭山動物園の特別開放の許可を申請します。

1 行事名

2 実施年月日 年 月 日 ～ 年 月 日

3 行事の目的

4 行事の内容

5 参加者（対象者）の範囲及び参加数

6 事務局等所在地及び連絡先

住所（ — ）

電話

担当者氏名

7 その他

会場図など、食堂施設の使用内容がわかる資料を添付願います。

(様式第2号)

年 月 日

様

旭川市長

旭川市旭山動物園特別開放許可書

年 月 日付けで申請のありました旭山動物園の特別開放について、次  
おり許可します。

1 行事名

2 実施年月日 年 月 日 ～ 年 月 日

3 行事の目的

4 行事の内容

5 参加者（対象者）の範囲及び参加数

6 その他

「旭川市旭山動物園の特別開放に関する取扱要綱」にて定める条件等を遵守すること。

(様式第3号)

年 月 日

様

旭川市長

旭川市旭山動物園特別開放不許可書

年 月 日付けで申請のありました旭山動物園の特別開放について、次の理由により許可しません。

(不許可の理由)

(様式第4号)

年 月 日

(宛先) 旭川市長

主催者名  
代表者名

旭川市旭山動物園特別開放に関する行事変更申請書

年 月 日付けで許可を受けた行事について、次のとおり変更するので申請  
します。

- 1 行事名
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由
- 4 事務局等所在地及び連絡先  
住所 (    —    )  
電話  
担当者氏名

(様式第5号)

年 月 日

様

旭川市長

旭川市旭山動物園特別開放に関する行事変更承認書

年 月 日付で申請した旭川市旭山動物園特別開放に関する行事変更について、次のとおり承認します。

1 行事名

2 変更の内容

3 その他

「旭川市旭山動物園の特別開放に関する取扱要綱」にて定める条件等を遵守すること。

(様式第 6 号)

年 月 日

(宛先) 旭川市長

主催者名  
代表者名

旭川市旭山動物園特別開放に関する行事中止届

年 月 日付けで申請した旭川市旭山動物園特別開放に関する行事について、  
次のとおり中止するので届け出ます。

1 行事名

2 中止の理由